出雲市門型標識長寿命化修繕計画 (個別施設計画)

令和 4 年 12 月 出雲市

目 次

1	. はじめに
	(1)本計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・P1
	(2)対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・P2
	(3)計画期間・・・・・・・・・・・・・・P2
2	・施設の現状
	(1)市内の門型標識等の施設数・・・・・・・・・・P3
	(2)施設の完成年度・・・・・・・・・・・・・P3
	(3)定期点検・・・・・・・・・・・・・・・・P3
	(4)詳細調査・・・・・・・・・・・・・・・P3
	(5)健全度評価方法・・・・・・・・・・・・・P4
	(6)健全度の状況・・・・・・・・・・・・・P5
3	. 老朽化対策の実施
	(1)維持管理水準・・・・・・・・・・・・・P6
	(2)対策の優先順位・・・・・・・・・・・・P6
	(3)門型標識等修繕方針・・・・・・・・・・・・P6
	(4)対策費用・・・・・・・・・・・・・・P6
1	・今後の取り組み
7	(1)維持管理の更なる高度化、効率化・・・・・・・・・P7
	(1)維持官項の更はる同反化、効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
_	
5	.計画策定窓口等
	(1)学識経験者等の専門知識を有する者・・・・・・・・・P7
	(2)計画策定窓口・・・・・・・・・・・・・・P7

1.はじめに

(1)本計画の位置付け

公共施設の長寿命化を図るため、国において平成25年11月29日に、

「インフラ長寿命化基本計画」(以下、「基本計画」という。)が策定されました。

本市では、この基本計画に基づく行動計画として、平成28年3月に「出雲市公共施設等総合管理計画(以下「行動計画」という。)」を策定しました。

本計画は、行動計画に基づき、道路付属物のうち、門型支柱(オーバーヘッド式)を有する大型の道路標識(以下、「門型標識」という。)における定期点検及び修繕の具体的な対応方針を定めたものであり、行動計画に基づく個別施設計画として位置付けます。

また、門型標識の状態は経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとします。

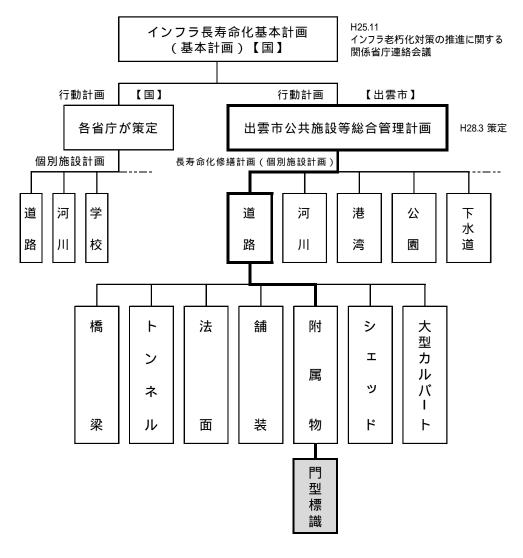


図1-1 インフラ長寿命化計画体系図

(2)対象施設

本計画において対象とする施設は、出雲市が管理する門型標識とします。

(3)計画期間

本計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

2.施設の現状

(1)出雲市内の施設数

出雲市では、令和4年3月31日現在、1基の門型標識を管理しています。

表 2 - 1 地域毎の施設数 (R4.3.31 現在)

地域	施設数
斐 川	1
合 計	1

(2)施設の完成年度

出雲市が管理する門型標識1基の完成年度は、下表2-2のとおりです。

表2-2 施設毎の完成年度

地域	道路 種別	路線名	施設区分	管理番号 (施設名)	道路 幅員	完成 年度	経過 年数
斐川	その他	斐川2035号線	道路標識	斐川-46	19.7	1990	31

(3)定期点検

1)点検の頻度

定期点検は、5年に1回の頻度で実施することを基本とします。

門型標識の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性を行ううえで必要な情報を得ることを目的とします。

2) 点検の方法

定期点検は、近接目視により行うことを基本とします。

なお、近接目視による変状の把握には限界がある場合もあるため、必要に応じて触診や打音検査等を含む非破壊検査技術等を適用します。

また、土中部等の部材については、周辺の状況などを確認し、変状が疑われる場合には、必要に応じて試掘や非破壊検査を行います。

(4)詳細調査

点検の結果、変状原因や規模、進行可能性などが不明であり、調査を行わなければ健全度の判定が適切に行えない状態と判断された場合には、速やかに調査を行い、その結果を踏まえて健全度を診断します。

(5)健全度評価方法

門型標識は、点検・調査の結果に基づき、部材単位の健全度の診断と施設毎の 健全度診断を行います。

1)部材単位の健全度の診断

部材単位の健全度の診断は、下表2-3の判定区分により行います。

表 2 3 部材単位での判定区分

_		·		
区分		状態		
	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態		
予防保全段階		構造物の機能に支障が生じていないが ,予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態		
早期措置段階		構造物の機能に支障が生じる可能性があり ,早期に措置を 講ずべき状態		
	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている ,又は生じる可能性が著しく高く , 緊急に措置を講ずべき状態		

部材単位の健全性の診断は、少なくとも下表 2 - 4 に示す評価単位毎に区分して行います。

表 2 4 判定の評価単位の標準

± +÷	比 沙	標識板又は	基礎	スの出
文性	横梁	道路情報板	基 啶	その他

2)施設毎の健全度の診断

施設毎の健全度の診断は、下表2-5の判定区分により行います。

表 2 5 施設毎の判定区分

区分		状態	
侹	建全	構造物の機能に支障が生じていない状態	
3	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが ,予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	
早期措置段階		構造物の機能に支障が生じる可能性があり ,早期に措置を 講ずべき状態	
野系	⁸ 急措置段階	構造物の機能に支障が生じている ,又は生じる可能性が著しく高く , 緊急に措置を講ずべき状態	

(6)健全度の状況

令和4年3月現在の健全度別施設数は表2-6のとおりです。

表 2 - 6 健全度別施設数

	健≦	定度	合計		
				点検 未実施	ㅁ莭
0	1	0	0	0	1

3. 老朽化対策の実施

(1)維持管理水準

点検・調査の結果に基づいて診断された施設毎の健全度の判定区分により、措置(対策、監視等)を実施します。

区分	状態			
健全	構造物の機能に支障が生じていない状態			
予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが,予防保全の 観点から措置を講ずることが望ましい状態			
早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり,早期に 措置を講ずべき状態			
緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている,又は生じる可能 性が著しく高く,緊急に措置を講ずべき状態			

表 3-1 施設毎の判定区分と修繕対象

(2)対策の優先順位

優先順位は、施設の健全度や第三者への影響度等から判断します。

点検・詳細調査・補修によって健全度のランクを変更した場合には、優先順位の見直しを行います。

(3)門型標識修繕方針

- 1)点検、診断結果に基づく判定区分に応じて対策を講じます。
- 2)緊急対応の必要がある施設(健全度)は、直ちに通行規制並びに応急対策を行ったうえで、本対策を行います。
- 3)早期に措置を講じる必要のある施設(健全度)は、早い段階で本対策を 行います。
- 4)対策方法は変状の状況を十分に把握し、その範囲・規模については、対策 を満足する範囲で経済性を考慮し決定します。

(4)対策費用

要対策施設の変状の程度、進行度合い等を考慮し、箇所毎に必要な修繕工事費の精査を行います。

前述の「(3)門型標識修繕方針」に基づき、予算の平準化にも配慮しながら各年度の対策費用を決定します。

4. 今後の取り組み

(1)維持管理の更なる高度化、効率化

コスト縮減や維持管理の効率化を図るため、国土交通省「新技術情報提供システム(NETIS)」及び「点検支援技術性能カタログ」を活用する等、維持管理に関する最新のメンテナンス技術の積極的な活用を図ります。特に定期点検・補修設計については、国土交通省の「新技術利用のガイドライン(案)」を参考にしながら新技術の活用を検討します。

・修繕設計調査技術

老朽化した支柱の路面境界部以下の変状を非破壊で検出できる新技術の活用を検討します。

1)修繕方法

令和8年度までに、管理する門型標識のうち1施設で新技術を利用した修繕を進め、従来技術を活用した修繕と比較して、ナット締付け作業の工程短縮を図り、ボルト・ナット締付けにかかる経費を約2割削減します。

5.計画策定窓口等

(1)学識経験者等の専門知識を有する者

島根県橋梁長寿命化修繕計画策定検討会委員(令和4年9月現在)

松江工業高等専門学校 名誉教授 高田 龍一 松江工業高等専門学校 環境・建設工学科 教授 大屋 誠 広島大学大学院工学研究院 社会環境空間部門 助教 小川 由布子

島根県技術士会 松崎 靖彦

島根県コンクリート診断士会 松浦 寛司

国土技術政策総合研究所道路構造物研究部 部長 福田 敬大

国土交通省中国地方整備局松江国道事務所 副所長 安川 雅雄

公益財団法人島根県建設技術センター 理事長 井田 悦男

(2)計画策定窓口

〒693-8530 島根県出雲市今市町 70 番地 出雲市 都市建設部 道路建設課 TEL(0853)21 6139